

大府市自転車活用推進計画（案）に対する意見の概要と市の考え方

ページ	意見の概要	市の考え方
8, 9, 16, 17, 23	<p>自転車は車道通行が原則、歩道は歩行者優先であるため、狭い歩道については、歩道拡幅か普通自転車専用通行帯（自転車レーン）を整備してほしい。</p> <p>市内の街灯が少ない。歩行者と自転車の共存のため、街灯を整備してほしい。</p> <p>歩車道境界ブロックの切れ目が少なく、車道と歩道の行き来が困難な道路については、切れ目を増やしてほしい。</p> <p>ヘルメットを着用せずに歩道を走行するモペット利用者を見かけた。市内の取締りを強化してほしい。</p>	<p>自転車レーンの整備や歩道の拡幅につきましては、現時点で具体的な整備計画はありませんが、幹線道路や生活道路など、それぞれの道路の役割、安全性の改善、用地確保の可能性を考慮しながら、状況に応じた道路や歩道の整備・改良、道路照明や防犯灯による夜間の安全確保などを行い、計画的な通行空間の確保に努めてまいります。</p> <p>歩車道境界ブロックは、道路の安全かつ快適な通行のため、歩道と車道を分離する構造物です。歩車道境界ブロックの切れ目は、自転車の車道と歩道の行き来による危険な走行を誘発する可能性があるため、沿道の土地利用などにより車両の乗り入れが必要な場所に限定して、必要最小限の幅で設けています。</p> <p>自転車安全利用五則の普及・啓発や交通安全教室の開催、警察署との連携など、引き続き、交通ルール・マナーの順守、交通安全意識の向上に取り組んでまいります。</p>